時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

○郵送料○一箇月金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月賦月拂刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一行五號活字仕用字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上十日迄
一行	二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて屆より各新聞社に報道を養送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるみと雖からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信社にまへ報道すれば本社にも其報道は遙る事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け書送あらんことを請ふ

時事新報

第二流政治家

朝野の輿論は内閣の説は我輩の屢ば主張したる所にて政治社會今後の成行として政黨内閣に押移る其間には是非とも此進行を經過せざる可らざるのみならず事の實際に就て見るに今日の如く老政治家が一種の感情よりして直に朝野の間に睥睨する其内情は自から明實の上に顯はれて或は政黨の陰謀と爲り或は議會の狂熱と爲りて事態甚だ妙ならず殊に昨今は其勢頗る切迫して一層の甚だしきを加へたるが如くなれども虛心平氣に考ふるときは其成行を推測するみと決して難からず即ち時日と經るに從ひ其感情も次第に薄らぎて事を共にするの必要を感じて其間に聯立内閣組織の機運は甚だ遠からざるが如しと雖も是種の内閣は固より一時の策にして更に一歩を進ひれば又一變して第二回の聯立なきを期す今の老政治家は何れも五十歳以上の人々にして政治上の生活期も最早久しからざるが故に早晩政治社會に働くべき者は數に於て殆んど或は其時期に至れば政黨内閣の實を見るおらんとの想像もなきに非ずれども我輩の所見に於ては尚ほ未可なりと豫言するものあり若政治家の人々が悉く其地位を去るときは政黨内の情實は大に減じて今日の觀を改ひ可きも此時に當りてはまた内閣の風を一新するが如きは實際に難出ざるみとなる可し然らば政府部内の有樣を見るに老政治家を外にして有爲の人物少なからず即ち世に所謂第二流の人々にして此流の政治家は其勳功地位固より第一流の者に比す可らずと雖も年來政治の經驗に於いて其上に當世流の新智識にも乏しからずして國會開設の如き場に臨ては勢力を有し取りも直さず現政府の[illegible]に[illegible]の勢力を有し取りも直さず現政府の[illegible]に[illegible]ものあれば今後その進退挙動に就ては自から注意する所あきを得ず從前の有樣にして國會開設などの事もあければ新陳交代は單に政府部内に行はれて此種の人は坐して先輩の後を承く可きが故に成る可く鋒鋩を收めて只管政府の爲めに力を致し以て他日を待つみと得策なれども今日は事情大に變化して政治上に政黨の分子を加味し既に彼の老政治家が朝野聯立の内閣を作るにも自から政黨を代表するの必要ある程の次第なれば他日第二流の人がいよ〳〵先輩に代らんとするときには事情次第に切迫して政黨に依賴するの外殆んど方便あきまでに至る可けれども今日に於て早く其謀を爲し現政府の部内に居て力を養ふと同時に外に對しても政黨の計畫運動みそ肝要なれ若しも然らざるに於ては一朝の政變に先輩の運命を共にして政治社會に落後の人と爲る可し先輩去るは年齢の然らしむる所なれども第二流の人は有爲の日月尚ほ長し隨て畢生の長計もあかる可らず長老輩の組織す可き第一回の聯立内閣は朝野の聯立と云ふと雖も尚ほ依然たる功臣政府にして云はゞ維新の餘陽のみ其永久は人身の生理上に許さゞる所にして其二回みそ政府部内第二流の政治家と民間政黨中の名士との聯合にして茲に始めて朝野聯立内閣の眞相を現はし是れよりして漸次に政黨内閣の路を開くみともある可きか我輩は漫に赤誠を想像して政治社會第二流の人々に注意を促す者なり

官報

朕貴族院並衆議院守衛懲罰ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十二月三日

内閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第二百三十九號

貴族院並衆議院守衛懲罰ノ件ハ貴族院令第二百三十九號ニ依ル

○司法省告示第百十四號

長野地方裁判所管内上田區裁判所坂城出張所明治二十四年十二月七日ヨリ開廳ス

明治二十四年十二月四日

司法大臣子爵田中不二麿

○司法省告示第百十五號

長野地方裁判所管内松本區裁判所豐科出張所裁判ノ備本年十二月ノ一期ニ限リ開廷セス

明治二十四年十二月四日

司法大臣子爵田中不二麿

逓信省告示第二百七十四號

本月十六日ヨリ後志國余市郡余市郵便局及余市電信局ヲ合併シ其等級ヲ三等トシ余市郵便電信局ト稱シ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十四年十二月四日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

保安條例廢止案（衆議院議案）

提出者　安東九華

賛成者

早川龍介　増田守彦　坂田丈平
岡本一郎　成田直治　長谷川貴孝
岡本柳三郎　佐竹義和　佐々木正蔵
松野孫九郎　佐々木秋夫　朝倉鶴蔵　塩崎猷久
末松謙澄　小野瀬勝助　佐々木正蔵　浮田桂造

保安條例廢止案

明治二十年十二月勅令第六十七號保安條例ヲ廢ス

保安條例を廢するの理由

保安條例は全く一時の非常に備へたる特別法にして其條項頗る嚴酷を極め今日の政體にありては憲法の精神に適合せりと云ふべからず故に斷して之れを廢せざるべからず

○南廷哲氏の押送　朝鮮國外務協辦南廷哲氏は過般官吏登用試驗の際試驗官の一人にして彼の收賄事件に關し各試驗官と共に違勅の刑に處せられしか愈々去る七日を以て慶尚道巒山郡へ押送されしと

○長崎縣下の三工事　長崎縣下の重なる土木工事は略完成したるも尚ほ新設すべき工事三箇所あり其一は長崎野母間其二は時津、面高間其三西彼杵郡矢上、南高來郡愛野村間の縣道開鑿工事にして其一は既に測量を終へ其費用五萬圓を要する見込なれと未だ着手せず其二は原田郡長の熱心に計畫する所にして遠からず測量に着手する手筈なりし其三は多少の異論者あるべきも沿道村民の歎心に企望する所なれば同縣知事が是より着手すべき事業は此の三工事あるべしと云ふ

○軍艦比叡の遭難餘聞　練習艦比叡が去る十月の初旬マリヤナ群嶋あるガム嶋の海上に於て非常の颶風に遭ひ艦體等に多少の破損ありしみとは已に此程の本紙上に記載せしが尚ほ別報に據るに此日同艦は不幸にして颶風の中心に當りしかは乘組員一同必死の困難を極め辛ふして他に逸出するを得たる程ゆゑ之が爲め端艇三艘を流失しボースプリット綱具等を折斷されしも幸にして乘組員は孰れも無事なりしと

○愛岐兩縣下の震數　中央氣象臺に於ける十月二十八日より去月二十七日迄滿三十日間の震動數は岐阜縣千七百五十七回愛知縣八百八十四回にして岐阜の震動は殆んど愛知に倍する程なりと又去月二十八日の同地方震動は十月初回の最大震に次ぐべきものにて目下同縣下各郡役所より同氣象臺に向け井水の乾涸其他の件を續々報道し越すよし

○震災に關する演説會　明六日正午より神田錦町の錦輝館に於て先般來尾濃震災地方に赴き親々の取調べを爲したる醫學博士佐藤進、理學博士巨智部忠承、建築博士セー　コントル、工學博士田邊朔郎の四氏同地震災に關する演説をおすよし

○斯文學會の講演　神田錦町の同會に於ては今五日午後一時より學廚文部省（三嶋毅）演題未定（柳橋一郎）兩氏の講演あるよし

○教員學力檢定試驗の成績・過般文部省に於て尋常師範學校尋常中學校及女學校教員免許規則に據り檢定試驗を施行せしが右受驗出願の總人員は五百四十三人にして内及第の見込あるものは百七十一人なる由にて來る十日頃には其人々免許證書を授與するよし

○葡萄牙人の暴行　英國帆船ノーチラス號乘組葡萄牙人フレカル　テスアある者は豫て横濱居留地百六番館に止宿し居たる處去る一日夜十時半頃館前の上同館前に於て大に暴行を爲し居るに巡査の巡査が見聞めて之を制止し同館に引き入れたる處館主なる西班牙人フランクフチス氏と問答の末終にナイフを以て同人の頭部に重傷を負はせしを以てフチス氏は大に立腹し一昨日葡國人を會合し同國領事に告訴せしといふ

○雇人の拐帶　浅草區材木町米商新六）の雇人富造二十四年は此程雇主を拐帶し何れへか逐電せりと

○銃獵者の遭難　近年は銃獵者が東たればとて爐兎はいろか鋼山鳴の如見當らざるは畢竟鳥が銃獵禁制地を彼等も幾分か銃聲の聞えざる安樂窟おれと東京には遊獵者の數多く日曜森中、此所の藪陰、筒吾冴へて畑打少あからず全くは鳥數の減少せしも遊獵者も近來汽車の便を藉て近縣各程なり去る廿九日の日曜日に東京出掛し二人の遊獵博士は終日同地近後六時八分同所停車場發の汽車に乘海道上りの中等室に乘り替たるに合せて八名なるに銃を携へざるは斯く遊獵者が一室に落合ひたるは偶が東海道列車の中等室は三四箇を下にも鮮血滴る獲物を手にしたる客あ子では運轉の勿論も次第に減少すべたるよし

○横濱生絲週報　横濱商業學校實習月（二十一日より二十八日に至る）の統計は左の如し

一表中に增減欄ハ高低トアルハ前週との比較

一表中に本年六月十五日以來の合計及六月平

一此統計中に外國貿易相場を出せしは生絲論

生絲集散之部

品目	前週繰越	入荷	直輸出	差引繰越
横濱	二、三〇二、〇〇〇	二、七三九、〇〇〇	五、八〇二、〇〇〇	二、二〇七、〇〇〇
横濱	二、八三〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	二、二三〇、〇〇〇
横濱	二、七二〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
横濱	二、三〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
横濱	二、三〇〇、〇〇〇	六